

軽自動車税減免対象要件

対象車両が次の【対象車両の軽自動車税の所有者（納税義務者）・使用形態】いずれかに該当し、障害の程度が下記の【本人（身体障害者等）の障害の程度】のいずれかに該当する場合、その軽自動車税が減免の対象となります。

（注）「家族」とは、本人（身体障害者等）と生計を一にしている人のことです。

【対象車両の軽自動車税の所有者（納税義務者）・使用形態】

	軽自動車等の所有者 (納税義務者)	運 転 者	使 用 目 的
1	本 人	本 人	特に問わない
2	家 族	本 人	本人の通学、通勤、通所、生業のために 専ら使用すること
3	本 人	家 族	
4	家 族	家 族	
5	身体障害者等のみで 構成される世帯の構 成員	常時介護者	

【本人（身体障害者等）の障害の程度】

区 分			障害の程度		
			上記表（左端）の1に該当	上記表（左端）の2～5に該当	
視覚障害	身体障害者手帳	級	1級～4級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4項症		
聴覚障害	身体障害者手帳	級	2級・3級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4項症		
平衡機能障害	身体障害者手帳	級	3級・5級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4項症		
音声機能障害	身体障害者手帳	級	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り）		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第2項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り）		
肢体不自由	上肢	身体障害者手帳	級	1級・2級	
		戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3項症	
	下肢	身体障害者手帳	級	1級～6級	1級～3級
		戦傷病者手帳	項症	特別項症～第6項症	特別項症～第3項症
		戦傷病者手帳	款症	第1款症～第3款症	
	体幹	身体障害者手帳	級	1級～3級・5級	1級～3級
戦傷病者手帳		項症	特別項症～第6項症	特別項症～第4項症	
戦傷病者手帳		款症	第1款症～第3款症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者手帳	級	1級・2級 （一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	身体障害者手帳	級	1級～6級	1・2・3級 （一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸機能障害	身体障害者手帳	級	1級・3級・4級	1級・3級	
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3項症		
肝臓機能障害	身体障害者手帳	級	1級～4級	1級～3級	
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者手帳	級	1級～3級		
知的障害者（療育手帳）			①・A		
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）			1級		

（注）上表で対象外でも、総合等級の判定が適用される場合もあります。